

仕様書

受注者は、当該業務委託について、次に示す事項に従い、誠実にかつ遺漏のないよう業務を履行しなければならない。

なお、この仕様書に示されていない事項であっても、給食用リフト安全確保のため、維持管理上必要と認められる軽微な修理及び部品等の取替については、受注金額の範囲内で実施するものとする。

1 件名

盛岡市立小中学校給食用リフト設備点検業務委託

2 履行場所及び設備

「別紙1 設備仕様一覧」のとおり。

3 業務内容

保守点検を2回実施し、機械装置の性能維持、劣化防止及び運行の安全を図るため、清掃、給油、及び調整作業を行い、1回目の保守点検に併せ、建築基準法第12条第4項の規定に係る定期検査を実施するものである。

4 保守点検の時期

	点検時期	点検開始日	点検終了日	履行場所	備考
①	保守点検 1回目	契約締結日の翌日	令和6年9月30日	「別紙1」のと おり	建築基準法第12条第4 項の規定による定期検 査を併せて実施
②	保守点検 2回目	令和6年12月2日	令和7年1月31日	「別紙1」のと おり	

5 保守点検基準

- (1) 保守点検、清掃、給油、及び調整作業は「建築保全業務共通仕様書（最新版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕）に準じて実施するものとし、別紙2の点検項目及び点検内容により点検を行うこと。また、運転状況における性能を総合的に判定し、異常や不具合を発見したときは、直ちに適切な処置を取ること。
- (2) 修理又は取替の範囲は、給食リフトを通常使用する場合に当然生じる磨耗及び損傷に限るものとし、必要と認めた場合には、部品の修理又は取替を行うこと。
- (3) 発注者の不注意または不適当な使用、管理その他受注者の責に帰すべからざる事由によって生じた修理又は取替は、この契約には含まない。

6 保守点検報告書の提出

保守点検終了後は、点検結果及び点検結果に基づき処理した事項、その作業内容並びに技術的所見等を記載した作業報告書及び業務完了届を速やかに提出し、検査を受けること。なお、1回目の保守点検は定期検査を兼ねることから、定期検査報告書をもって保守点検報告書とする。

7 定期検査の実施

実施時期は「別紙1 設備仕様一覧」に示している定期検査実施月とする。

8 定期検査報告書の提出

定期検査実施後は、定期検査の結果を建築基準法に定める様式「定期検査報告書（昇降機）」により、点検者の「昇降機等検査員資格者証」の写しを添えて、速やかに発注者へ提出すること。

9 定期検査報告書の様式

- (1) 定期検査報告書（昇降機） 第三十六号の四様式（第六条関係）
- (2) 定期検査報告概要書（昇降機） 第三十六号の五様式（第六条関係）
- (3) 別記第六号 検査結果表（第1第1項第6号に規定する昇降機）
- (4) 別添1様式 昇降機主索及びブレーキパッドの写真
- (5) 別添2様式 昇降機関係写真

10 代金の支払

代金の支払回数は2回とし、1回ごとの支払金額は、契約書に定める金額とする。支払時期は、1回目保守点検終了後及び2回目保守点検終了後（業務委託完了後）とする。

11 その他

保守点検及び定期検査の実施に当たって、あらかじめ学校長と打ち合わせの上、その承諾のもとで行なうこと。また、保守点検及び定期検査の実施日を事前に発注者へ報告すること。